

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年11月29日（平成28年（行情）諮問第698号）

答申日：平成29年4月21日（平成29年度（行情）答申第22号）

事件名：特定の印紙税納付計器に係る国税庁長官の指定承認通知書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月27日付け課消5-4により国税庁長官（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 国税庁長官の押印の欠落した特定法人Aへ送付したという国税庁長官の計器の指定を通知した「平成5年12月21日付け課消4-52」に、当時の国税庁長官の押印がないのであるから、誰でも無印文書は作成可能であり、当時の国税庁長官が指定を通知した特定文書となり得ず、悪質な偽造文書である。

「平成27年10月19日付け課消4-48」、「同年同月21日付け課消4-50及び52」はもとより、それら以外の国税庁長官の通知文書には、全て漏れなく国税庁長官の記名と国税庁長官の職責を表す角印が捺印されている。

「平成5年12月21日付け課消4-52」に限り、当時の国税庁長官が通知した内容を証明する国税庁長官の角印の欠落は、上記長官が通知内容を証明していない無効行政文書の開示であり、偽造文書の開示である。

- (2) 「平成5年12月21日付け課消4-52」の書式及び文体が、一般の行政文書と異なる多々ある点は行政文書とはいえない。

ア 表題「印紙税法第10条第1項の規定による計器の指定について」は、印紙税法施行令7条による「計器の指定の通知」と当該長官による記載がなく、指定の通知書とはいいい難い。

通知する行政文書の表題に、「通知書」又は（通知）の記載があるが、上記文書には、「通知」の記載がなく、国税庁長官が交付した行政文書の通知書とはいいい難い。

イ 「○ ○ △ △（審査請求人の氏名）」の記載とは異なり、審査請求人に開示されたおそらく全部の行政文書は、「○○ △△」と「○○」と「△△」と名字と名前を判別できるように記載がされている。国税庁長官名も「□ □ □ □」でなく、「◇◇ ◇」と名字と名前の間に空白がある。

審査請求人に開示された行政文書において、全て「名字」と「名前」が空白で分けられている。

ウ 行政文書における文体において、「印紙税法第10条第1項に規定する指定をしましたから」に違和感を覚えた。

「印紙税法第10条第1項の規定により、指定したので」と、行政文書には通常記す。

すなわち、「・ ・ 法の規定により、決定したので・ ・」が行政機関の開示文書の型どおりの形式文言である。上記開示文書は、通常の文体と異なり、平常の行政文書作成者と異なる職員が文書偽造したと史料している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年7月27日付け課消5-4により、本件対象文書についてその全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示は偽造文書の開示である旨主張し、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

（1）原処分について

処分庁が特定した本件対象文書は、平成5年12月21日国税庁告示第7号により告示されている「特定印紙税納付計器」に係る印紙税法施行令7条4項に基づく印紙税納付計器の指定承認通知書である。

審査請求人は、「国税庁長官の押印の欠落した特定法人Aへ送付したという国税庁長官の計器の指定を通知した「平成5年12月21日付け課消4-52」に、当時の国税庁長官の押印がないのであるから、誰で

も無印文書は作成可能であり、当時の国税庁長官が指定を通知した特定文書となり得ず、悪質な偽造文書である。」と主張する。

しかし、印紙税法施行令7条1項に基づく印紙税納付計器の指定申請が行われた際には、処分庁は提出された申請書及び添付書類を基に申請内容の審査等を行い、承認することについて問題がない場合において、決裁に用いる指定承認通知書を作成し決裁を行う。決裁を了した後、処分庁は当該通知書を印紙税現金納付計器指定関係書類として保有し、当該通知書に国税庁長官の官印を押印することはない。

なお、申請者へ通知するために用いる指定承認通知書は別途作成し、国税庁長官の官印の押印を行った上で申請者へ送付する。

また、原処分に対する審査請求を受け、改めて、本件対象文書の現物を確認したところ、印紙税納付計器指定関係書類綴に保管されていることが把握された。

したがって、本件対象文書は、決裁に用いられた国税庁長官の押印がないものが印紙税納付計器指定関係書類綴に保管されており、審査請求人が主張する偽造文書とは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、本件開示請求につき、本件対象文書を特定し、その全てを開示した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年11月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年3月30日 | 審議 |
| ④ | 同年4月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は偽造文書である旨を主張して、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書は、印紙税法10条1項に規定する印紙税納付計器の指定について、同法施行令7条1項の規定に基づき特定法人Aが国税庁長官に提出した申請書に対して、同条4項に基づき国税庁長官が指定した

旨の通知書であると認められるところ、審査請求人は、処分庁が特定し全部開示した本件対象文書について、国税庁長官の官印がないことやその記載の体裁から、偽造文書である旨を主張している。

(2) 印紙税法施行令7条4項に基づく通知書等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 印紙税法施行令7条4項に基づく通知書には定型の書式の定めはなく、任意の書式に、申請された印紙税納付計器について印紙税法10条1項に規定する指定をした旨を記載して申請者に通知している。

イ また、一般に、本件のような申請に対して承認の通知を行う場合、申請者への通知書には国税庁長官の官印を押印するが、国税庁内部の決裁用の通知書は控えとなるものにすぎないから、国税庁長官の官印を押印することはない。

(3) また、諮問庁から特定法人Aの申請書の提出を受け、当審査会において確認したところ、その申請日は平成5年10月15日であった。

(4) そこで検討すると、本件対象文書は、平成5年12月21日付けの文書であり、そこには、申請者である特定法人Aを宛名として、国税庁長官が「特定印紙税納付計器」を印紙税法10条1項の規定による印紙税納付計器として指定した旨が記載されている。また、当該指定については、同日国税庁告示第7号により告示がされている。

これらによれば、本件対象文書の上記記載の内容からして、これが特定法人Aに通知された通知書の国税庁内部における控えであることは容易に理解できる。

そして、本件対象文書が国税庁内部における控えであり、これに国税庁長官の官印を押印することはないとする諮問庁の上記(2)イの説明は不自然ではなく、その記載内容や記載の仕方に不自然な箇所も見当たらない上、そもそも国税庁において偽造文書を作成する理由は何ら認められない。加えて、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在を認めるに足りる事情はない。

以上によれば、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書とほぼ同様の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる文書を開示したものであるが、本来は、開示決定通知書には、特定した文書名として当該文書の名称を記載すべきであったのであるから、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、国税庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

特定法人 A（特定所在地）が特定法人 B へ販売した「特定印紙税納付計器」について，計器の指定申請した者へ，国税庁長官の「特定印紙税納付計器」に係る「印紙税納付計器の国税庁長官の指定承認通知書」

2 本件対象文書

特定法人 A（特定所在地）が特定法人 B へ販売した「特定印紙税納付計器」について，計器を指定申請した者へ，国税庁長官の「特定印紙税納付計器」に係る「印紙税納付計器の国税庁長官の指定承認通知書」

3 開示に係る文書

平成 5 年 1 2 月 2 1 日付け課消 4 - 5 2 「印紙税法第 1 0 条第 1 項の規定による計器の指定について」